

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

### 早期退職奨励金は退職所得

Q：当社では、早期退職奨励制度を設けており、一定の条件を満たす退職者については、退職金の割増しを行っています。

この退職金の割増し部分の取扱いについて教えてください。

A：退職が原因で支払われるものであれば、退職所得となります。

#### 【解説】

企業の「早期退職奨励制度」がリストラの一環として進められています。

奨励金部分は、「向こう数年勤続していればもらえる給与の数十%程度」といった基準を使う会社が多いようです。

この奨励金については、在職者に支払われないことから、退職所得に該当することになります。

また、退職する社員に、有給休暇の残日数を超過勤務手当相当額に換算して、退職金に加算支給した場合の加算金も、退職所得に該当することになります。超過勤務手当に準じて算定されていても、退職者のみに退職時に支払われるものであれば、退職所得に該当するというわけです。

したがって、在職者にも有給休暇の残日数の買上げが行われた場合には、退職が原因で支給されたものではないため、この加算部分は給与所得ということになってしまいます。

退職所得になるか、給与所得になるかの判断では、①退職に基因するかどうか、②退職者に限定されるかどうか、が重要なポイントになります。

